

事業者、労働者の皆様へ

治療と仕事の両立支援

「がんと診断されても、すぐに仕事を辞めないで！」



■ 治療と仕事の両立とは ■

病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられることです。

■ 相談の対応

事業主や人事労務担当者、労働者などからの治療と仕事の両立支援に関する相談に応じます。

■ 個別訪問支援

両立支援促進員等が事業場を訪問し、社内制度の整備、就業規則の見直し、両立支援の進め方についての助言等、両立支援制度の導入をサポートします。

■ 個別調整支援

労働者や事業者からの申出に応じ、労働者が治療を受けながら仕事を続けるための、事業者と労働者間の調整支援や両立支援プラン作成の助言を行います。

■ 啓発セミナーの実施

両立支援を普及・啓発するため、事業者等に対する啓発セミナーを実施します。

申込み方法

裏面の申込み用紙に必要事項をご記入の上、
FAXまたはメールにて当センターまで送信してください。

♪♪♪ お気軽にご相談ください。お待ちしております ♪♪♪



独立行政法人労働者健康安全機構 **埼玉産業保健総合支援センター**

さいたま市浦和区岸町7-5-19 あけぼのビル3F

<https://www.saitamas.johas.go.jp> TEL 048-829-2661 FAX 048-829-2660

治療と仕事の両立支援

申込書

年 月 日

事業場名			業 種	
事業内容			従業員数	人
所在地	〒			
	電 話		FAX	
担当者	部署名		氏 名	
	E-mail			
	職 種	<input type="checkbox"/> 産業医 <input type="checkbox"/> 保健師・看護師 <input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 労務管理担当 <input type="checkbox"/> 衛生管理者 <input type="checkbox"/> 従業員(患者) <input type="checkbox"/> その他()		

希望する支援内容 にチェックを入れ、希望する番号に○印を付けてください。

個別訪問支援

※担当者が事業場を訪問し、両立支援に関する制度の導入等についてアドバイスします。

- | | |
|------------------------------------------------|--------------|
| 1 管理監督者向け両立支援教育（事業場の管理監督者や労働者等に対し、意識啓発を行うセミナー） | |
| 2 事業場内体制の整備 | 3 事業場内規程等の整備 |
| 4 事業場の勤務、休暇制度の整備 | 5 両立支援の進め方 |
| 6 両立支援に係る情報提供 | |
| 7 その他(具体的に:) | |

啓発セミナー

※ガイドライン等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーです。

個別調整支援 (ご本人の同意が必要)

※事業場と労働者(患者)間の、治療と仕事の両立についてアドバイスします。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| 1 労働者(患者)との治療に対する配慮の検討 | 2 両立支援の進め方 |
| 3 両立支援プランの作成 | 4 職場復帰支援プランの作成 |
| 5 主治医等への相談 | 6 就業上の措置についての検討 |
| 7 その他(具体的に:) | |

申込先

独立行政法人労働者健康安全機構 埼玉産業保健総合支援センター

FAX : 048-829-2660

※申込書受領後、当センターからご連絡いたします。

※この用紙に記載された個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。